

## 船舶事故調査報告書

平成29年5月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成29年1月28日 06時04分ごろ
発生場所	広島県早瀬瀬戸 早瀬大橋橋梁灯（C1灯）から真方位163°720m付近 （概位 北緯34°08.9′ 東経132°29.7′）
事故の概要	引船第十二あや丸は、起重機船吉野を横抱きにして北進中、吉野が防波堤に衝突した。
事故調査の経過	平成29年1月30日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第十二あや丸、322トン 141388、株式会社フルサワ B 起重機船 吉野、総トン数不詳（全長58.0m） なし、株式会社フルサワ
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	A なし B 右舷船首部外板に凹損 防波堤 先端部の上部コンクリートブロックが崩落
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮流 北流約1ノット（kn）
事故の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、作業員2人を乗せたB船を右舷側に横抱きにして船列（以下「A船列」という。）を構成し、船長Aが単独で船橋当直につき、早瀬瀬戸を約6.5knの対地速力で、手動操舵により左方に当て舵を取りながら北進していた。 A船列は、B船上の起重機によってA船からは右舷船首方の視界が遮られている状況下、船長Aが水路の中央付近を航行していると思い、針路を船首目標の早瀬大橋橋梁灯（C1灯）に向けて航行した。 船長Aは、衝撃を感じて周囲を確認したところ、B船が鳥ヶ首防波堤に衝突したことを知った。 船長Aは、船首目標を見ており、GPSプロッター及び0.75海里レンジに設定したレーダーを見ていなかったと本事故後に思った。
分析	A船列は、早瀬瀬戸を北進中、船長Aが、針路を船首目標に向けることに注意を向け、船位の確認を行っていなかったことから、倉橋島寄りを航行していることに気付かず、B船が鳥ヶ首防波堤に衝突したものと考えられる。

<b>原因</b>	本事故は、夜間、A船列が、早瀬瀬戸を北進中、船長Aが、針路を船首目標に向けることに注意を向け、船位の確認を行っていなかったため、倉橋島寄りを航行していることに気付かず、B船が鳥ヶ首防波堤に衝突したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・GPSプロッターなどを活用して船位の確認を行うこと。</li><li>・視界が遮られる台船等を横抱きにして狭い水路を航行する場合、台船側に見張り員を立たせるなどして見張りを補うことが望ましい。</li></ul>